



相続放棄は3ヶ月以内に！…それっていつから数えるの？

相続放棄の申述期間？



「相続放棄は死亡後3ヶ月以内に」と聞きました。
それは具体的に、どのタイミングで起算するんですか？
亡くなったときですか？

正確には、相続放棄をするには、
自己のために相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内
に家庭裁判所へ申述する必要があります。



難しい言い回しだなあ…。
身内が亡くなったら、すぐ知るんじゃないんですか？

故人と絶縁状態であったり、死亡時に海外へ行っていたり、
「死亡を知った時」にタイムラグがあるケースもありますね。
また、死亡を知っても、（負債含め）遺産が全く無いと信じていて、
相続するという認識が無いケースもありますよ。



そういわれてみると、故人に借金があったかどうか知らなくて
業者から請求がきて初めて知る、というパターンもありそうですね。
3ヶ月の意味は分かったけど、プラスの遺産も借金も両方あったら
相続放棄をした方がいいのか期限までに決められないかも…

どれだけ伸長出来るかは裁判所の裁量となりますが、
判断・手続に時間がかかりそうな場合は申立期間の伸長も出来ます。



**ちゃんと手続すれば、例外も認めてくれるんですね！
自分だけで考えていたら、時間切れになるところでした。**

相続放棄をした方がいいのか？ 借金が実は過払いになっていないか？
どんな書類が必要なのか？ 3ヶ月経過してしまったけど受理されるのか？

**相続放棄の疑問・不安がありましたら、是非F&Partnersへご相談ください！
安心して手続できるよう、私共がサポートいたします。**

今週の
お客様の声

相談を
迷っている方へ

草津市 うの様

安心してまかせられるとおすすめ

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548

F&Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を！

